

令和2年度第1回山形県がん登録情報利用等審議会議事録

日時：令和3年3月8日（月）14：45～

場所：県庁1002会議室/web(zoom)

● 会長選任

事務局一任との声あり、事務局から永瀬智委員をご提案し、全委員よりご賛同いただいた。

● がん登録制度等に関する事務局説明と今後の審議会の開催方法について

(1) がん登録制度の概要【資料1】

(2) がん登録情報の利用・提供ルール【資料2】

今後の審議会について、原則年2回の開催とする。議題がなかった場合は、事務局より委員に、開催なしの連絡を行う。

申出期限 → 審議会

第1回 5月31日 → 7月下旬

第2回 11月30日 → 1月下旬

● 議案1（山形県健康福祉部長）

「法律第18条の規定に基づく匿名化が行われた山形県がん登録情報の提供」

【ポイント】

- ・山形県がん登録情報の報告書作成にかかる利用申請
- ・市町村別、医療圏別の罹患数など集計値10未満の取扱い

- 永瀬会長 冊子にしてどこに配るものですか。各自治体にお配りするものですか。
- 事務局 各自治体、県内の病院67施設、各保健所などに配布する予定です。
- 永瀬会長 登録協力している病院、自治体、保健所などで、それ以外のところに配るというものではないということですね。委員の方、ご意見ありますか。
- 佐藤委員 10名未満になると少ない数でマスクすると数がわからなくなってしまう。地域とがん種がわかると個人が特定されてしまうことですが、これは地域性を考えるとしかたない、プライバシーをある程度守られていれば、許容せざるをえないと思うのですが、いかがでしょうか。
- 永瀬会長 配布先が登録施設や自治体などで、一般の人が自由に手に取って見るようなものではないので、私も許容できる範囲でないかと思います。県としては、例年このような形で配布しているため、同様の形で掲載したいとのこと。人口の少ない市町村では、ほとんどのデータが10未満で、データとしての継続性が欠けてしまうということになります。本間先生いかがですか。
- 本間委員 実質的に数が少ないと個人が特定されてしまうので、若干問題を感じるけれども、本件に関しては配布先も限られていて、実質的に本人のプライバシーが侵害されることはないから、必要性和勘案していいのではないかという骨子だったと思ったのですけれども、10未満についてガイドラインにあるのでしょうか。
- 事務局 利用規約12成果の公表(3)②1件以上10件未満の場合は原則として秘匿とするとあります。
- 本間委員 ただし書きでしたね。個人の同意、市町村又は暴飲等の個別の了承がある場合又は、審議会が特に認める場合はこの限りではない、というところの、今回私たちが審議会ですべて認めていいかということですね。この件に関しては、10未満のデータを黒塗りにしてしまうとデータとしての意味がなくなってしまうので、配布先を限る、販売したりするものではないということで、審議会として特に認めるとしていいかと思います。
- 永瀬会長 ありがとうございます。鈴木先生ご意見ありますか。
- 鈴木委員 みなさまと同じ意見です。

- 永瀬会長 ありがとうございます。先生方からもいろいろ意見ありましたが、データの継続性、冊子の配布先などを従来通り慎重に考慮するという条件で秘匿とせず、実数を公表するという形で、審議会としては認めるということによろしいでしょうか。（異議なしの声）

● 議案 2（山形大学医学部長）

「法第 21 条第 8 項の規程に基づく非匿名の山形県がん登録情報の提供」

【ポイント】

- ・ 法施行前からのコホート研究にかかる利用申請
- ・ 同意代替措置を講ずる必要性（対象者 5,000 人以上）

- 本間委員 昔から行っている調査なので、全国がん登録情報を利用することについて同意をその時点では取れないものなので、同意代替措置をとらなければならないということになる。同意代替措置の中で対象者が 5000 人以上で、ホームページ等に十分な期間掲載しなければならない。さっき説明した情報を公開するというのが要件としてあがっていて、今回それを意識した形でホームページ上に掲載するということが決まったという話だと思います。なので、それを十分な期間情報公開をしていただければ、代替措置を取られているということで利用を認めてもいいと思うのですが、現時点でまだホームページに掲載されていないとなると、掲載されてから一定の期間が経過したあとで情報を利用してよいとせざるをえないということになると思います。内容的には、調査概要、全国がん登録情報の利用目的、全国がん登録等にかかる個人情報の取り扱い、同意の再取得ができなかった理由、事務局の連絡先や不利益な取り扱いを受けない旨が書いてあるのを確認できましたので、内容的には問題なくて、十分な期間、ホームページ等に掲載がなされているということが、代替措置の要件ですので、期間が過ぎてから情報利用をしていただくのであればよろしいのではないかと思います。

- 永瀬会長 十分な期間というのはどのくらいになりますか。

- 本間委員 感覚的には 3 ヶ月位であれば十分だと思います。要は周知されていればいいわけですので、対象となっている人がその情報に接する機会があって自分はこの情報利用に同意しないっていうことを言える期間、合意的な期間ということで、わたしの感覚では、3 ヶ月は十分な期間だと思います。

- 永瀬会長 ありがとうございます。佐藤先生いかがですか。

- 佐藤委員 3 ヶ月でいいと思います。他の臨床試験などでも、だいたいこのような形で認められますので、問題ないかと思います。

- 永瀬会長 ありがとうございます。鈴木先生いかがですか。

- 鈴木委員 私も同じく問題ないと思います。

- 永瀬会長 オプトアウトの書類その他、対応しているということで、利用に関しては認めるということ、ただし、周知期間としては 3 ヶ月ほど周知したあとにデータを譲渡するという、審議会の結論でよろしいでしょうか。倫理委員会で許可出たということなので、そのあとホームページに公開されると思いますので公開日から 3 ヶ月経過したことを確認後、データをお渡しするとうことで、よろしいでしょうか。

- 佐藤委員 意義ありません。

- 永瀬会長 それでは事務局の方で対応お願いいたします。

- 事務局 わかりました。ありがとうございました。